

◎新潟県告示第1213号

平成15年11月11日新潟県告示第1973号（漁業災害補償法に基づく加入区の変更設定について）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成26年10月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成26年9月30日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成26年8月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成15年11月11日新潟県告示第1973号で定めた区分の表中

区 分	
1	10トン以上の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び定置漁業
2	10トン未満の漁船により営む漁業であって村上市瀬波の地区の者が行う漁業
3	10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業であって村上市岩船、八日市及び塩谷の地区の者が行う漁業
4	10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業であって村上市岩船、八日市及び塩谷の地区の者が行う漁業
5	10トン未満の漁船により営む漁業であって村上市岩船、八日市、瀬波及び塩谷を除く地区の者が行う漁業

を

区 分	
1	10トン以上の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び定置漁業
2	10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業又は10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業及び10トン以上の漁船による漁業を併せて営む漁業
3	10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業

に改める。